

調布市
地方公共団体情報システム
標準化に関する
情報提供依頼書

令和7年5月

調布市

目次

目的	2
I 実施要領	2
1 当市が提供する資料	2
2 RFIに係るスケジュール	2
3 追加資料の提示	2
4 質者及び回答	3
(1) 提出書類	3
(2) 提出方法	3
(3) 提出期限	3
(4) 回答方法	3
(5) 回答予定日	3
5 協力書の提出	3
(1) 提出書類	3
(2) 提出の形式	3
(3) 提出期限	3
6 提出先及び問い合わせ先	3
7 注意事項	4
II RFI の前提条件	4
1 検討範囲	4
2 事業者の選定	5

目的

調布市(以下「当市」という。)では、令和3年9月1日施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)」に基づき、定められた期限内に標準化を完了することを前提として移行計画を策定しておりました。

この度、地方公共団体情報システム標準化基本方針の変更に基づく移行期限の条件付延伸、対象業務のうち当市における一部業務の特定移行支援システム化を踏まえ、移行計画の見直しを実施します。

また、上記計画の見直しと連動し、当市に最適な情報システムの在り方を検討します。

移行計画見直し及び当市情報システムの最適化検討(以下「計画等検討」という。)には、最新のシステムの情報、提案及び仕様の収集が必須です。

本情報提供依頼(以下、「RFI」という。)は、計画等検討に当たり、まずは必要な情報のご提供にご協力いただける事業者を確認するものです。

I 実施要領

1 当市が提供する資料

下記資料を提供いたします。

- (1) 調布市内部情報システム更改に関する情報提供依頼書(本紙)
- (2) 様式1_質問書
- (3) 様式2_情報提供依頼協力書(以下「協力書」という。)

2 RFIに係るスケジュール

本 RFI に係るスケジュールは下記のとおりです。

表 1 RFI スケジュール

項目	期日
質問受付期間	令和7年5月23日(金)まで
質問回答予定日	令和7年5月30日(金)
協力書提出期限	令和7年6月6日(金)まで

3 追加資料の提示

目的に示したとおり、本 RFI は、計画等検討に必要な情報のご提供にご協力いただける事業者を確認するものです。そのため、詳細な要件については本 RFI において省略いたします。

また、協力書をご提出いただいた後にヒアリングの実施を想定しております。同ヒアリング時に当市より提案に係る詳細な要件を示した追加資料を提示いたしますのでご了承願います。

4 質者及び回答

本 RFI の内容等に関して不明な点がある場合、下記要領に基づきご質問願います。

(1) 提出書類

様式1_質問書

(2) 提出方法

電子メールにて提出してください。

件名を「【事業者名】調布市地方公共団体情報システム標準化に関するRFI質問書の送付について」としてください。

提出先は、「6提出先及び問合せ先」を参照してください。

(3) 提出期限

令和7年5月23日(金)まで

(4) 回答方法

提出された各社からの質問事項を全て取りまとめ、質問事業者名を伏せ、回答を付したものを参加いただいた全事業者へ送付いたします。

(5) 回答予定日

令和7年5月30日(金)

5 協力書の提出

本 RFI にご協力いただける場合、下記要領に基づきご提出願います。

(1) 提出書類

様式2_情報提供依頼協力書

(2) 提出の形式

原則として、電子データでの提供をお願いします。電子化が難しいものは紙媒体での提供をお願いします。ファイル形式は、Microsoft Office2016 で開封できるファイル(Microsoft Word, Microsoft Excel, Microsoft PowerPoint)及び PDF 形式をお願いします。その他形式で作成したファイルについては、PDF 形式に変換したものをご提供ください。

(3) 提出期限

令和7年6月6日(金)まで

6 提出先及び問い合わせ先

下記担当及びE-mail宛てに提出をお願いいたします。

担当 : 調布市デジタル行政推進課(山田, 星野)

E-mail: joukan@city.chofu.lg.jp

電話 : 042-441-6119(直通)

7 注意事項

本RFIにおける注意事項を下記に示します。

- (1) 本RFIの外部への提供及び使用は禁止します。
- (2) 貴社回答後、内容について問い合わせをすることがあります。
- (3) 本RFIは、貴社からの回答を以て将来のシステム調達を約束するものではありません。
- (4) 本RFIに係る費用は、提出者側の負担とします。

II RFI の前提条件

1 検討範囲

下記を検討範囲とします。

表 2 検討範囲

項番	業務名	特定移行支援システム該当(令和 7 年1月末時点)
1	住民記録	○
2	印鑑	○
3	個人住民税	
4	法人住民税	
5	固定資産税	
6	軽自動車税	
7	介護保険	○
8	障害者福祉	○
9	就学	○
10	選挙人名簿管理	
11	国民年金	
12	後期高齢者医療保険	○
13	生活保護	
14	健康管理	
15	児童手当	○
16	児童扶養手当	○
17	子ども・子育て支援	
18	国民健康保険	
19	戸籍	○
20	戸籍の附票	○
21	共通機能	

2 事業者の選定

競争性の確保・当市要求に対し最適なシステム導入等の観点から、公募型プロポーザル方式での選定を検討しています。選定への参加方式は、下記を検討しています。

(1) 単独請負方式

単独のシステム事業者が参加, 契約締結を行い, システム構築・利用・支払いを実施する方式。単独事業者のみで調達を実現できない場合は, 再委託等による対応を想定しています。

(2) 共同企業体(ジョイント・ベンチャー, JV)方式

複数の事業者が共同企業体を構成して, 調達に参加し, システム構築・利用・支払いを実施する方式。同方式による参加にあたっては, 下記条件の設定を想定しています。

ア JV の構成員数は2社ないし3社であること。

イ 代表構成員はシステム事業者であること。

ウ 共同企業体の存続期間及び代表者の委任期間は, 共同企業体成立日から契約履行後3月以上あること。

(3) その他条件

同一事業者は, 単独請負方式及び共同企業体方式に同時に参加することはできないものとします。